

広島県告示第719号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年7月25日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急建設株式会社 取締役社長 寺田 光宏
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市安芸津町木谷地内 令和5年度安芸津バイパス木谷トンネル工事

2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント1基、汚水処理施設1基及び排水口1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント ( (8) 吹付プラント)	
能	力	最大混練量25.0m <sup>3</sup> /h	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着工後10日	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	1回あたり6時間毎に60分使用 4回/1日使用 (季節的変動なし)	
	項	目	通常

の 方 法	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	11	12
		生物化学的酸素要求量	120	160
		化学的酸素要求量	10	10
		浮遊物質質量	2,000	3,000
		窒素含有量	10	10
		燐含有量	1	1
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	5
	大腸菌群数 (単位：個/cm <sup>3</sup> )	3,000	3,000	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )		3.6	4.5	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	(11) 濁水処理設備					
型	式	(株)東洋製作所製 TJL-60					
主要寸法	(単位：m)	縦11.0×横11.0×高5.4					
能力	(汚水処理)	60m <sup>3</sup> /h					
汚水等の処理方法		凝集沈殿・炭酸ガス中和・脱水処理					
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに					
	工事完成予定年月日	着工後10日					
	使用開始予定年月日	完成後直ちに					
使用	処理前	項	目	処 理 前		処 理 後	
				通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位：水素指数)	11	12	5.8～8.6	5.8～8.6	

の 方 法	処理後の汚水等の汚染状況	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	120	160	120	160
		化学的酸素要求量		10	10	10	10
		浮遊物質質量		2,000	3,000	150	200
		窒素含有量		10	10	10	10
		磷含有量		1	1	1	1
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		5	5	5	5
		大腸菌群数（単位：個/cm <sup>3</sup> ）		3,000	3,000	3,000	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m <sup>3</sup> ）	1,425	1,440	1,425	1,440		

(3) 排水の汚染状態

(その1) 新設

排水口名	項目	通常	最大	
(17) 放 流 口	水素イオン濃度（単位：水素指数）	5.8～8.6	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	120	160
	化学的酸素要求量		10	10
	浮遊物質質量		150	200
	窒素含有量		10	10
	磷含有量		1	1

ノルマルヘキササン抽出物質 含 有 量	5	5
大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )	3,000	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	1,425	1,440

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年7月25日から令和6年8月15日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市環境先進都市推進課